

(第1号訪問介護 訪問介護相当)

(契約書別紙① 兼 重要事項説明書)

あなた（利用者）に対する訪問介護相当サービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所の名称	ほのぼの園ホームヘルパー	市指定年月日	30年4月1日 (番号 1571000619)
所在地	新潟県十日町市松代 3559 番地 6		
電話番号	(025)597 - 2390	管理者	関谷 由美子
営業日	年末年始 (12/31~1/3) ただし緊急を要する場合にはその都度対応します。		
営業時間	平日 8:30~17:30 土日祝 8:30~12:00 13:00~17:30		
通常の事業の実施地域	十日町市 (松代・太平・千年・松代田沢・小荒戸の行政区とする。)		
目的及び運営方針	<ul style="list-style-type: none">・病気やけがなどにより、家庭において寝たきりやそれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他全般に渡る援助（訪問介護）を行う。・この事業は、介護保険法、老人保険法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。		

2. 従業者の勤務体制

職 種	員 数		
	常 勤	非 常 勤	計
介 護 福 祉 士	人	人	人
介護職員初任者研修課程修了者	人	人	人

3. 提供するサービスの内容

- ① 「訪問介護相当サービス」は、訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の利用者に必要な日常生活上の世話を行うサービスです。内容は、次のとおりです。

ア 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助および専門的な援助を行います。

(例) 排せつ・食事介助、清しき・入浴、身体整容、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床および就寝介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助 など

イ 生活援助

家事を行うことが困難である利用者に対して、家事の援助を行います。

(例) 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り など

4. 業務取扱い方針

あなたの心身の状況やご家庭の環境を踏まえ、地域包括支援センター等の作成する「介護予防ケアプラン等」と、わたしたちの作成する「個別計画」に従い、家庭においてできるだけ自立した生活が送れるよう、訪問介護相当サービスを提供します。

5. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名	関谷 由美子	職名	訪問介護係主任
連絡先(電話番号)	025 - 597 - 2390		

6. 利用料金

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、別紙利用料金表のとおりです。

7. サービスの中止

- ① あなたの都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、すみやかに5のサービス提供の責任者の連絡先までご連絡ください。
- ② キャンセル料は無料です。
- ③ あなたが感染症に罹患した場合、又は感染症の罹患の疑いがある場合（発熱、嘔吐、下痢等の症状がある等）は、当事業所の判断によりサービスの利用を中止させていただく場合があります。

8. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

虐待に関する責任者	管理者 関谷 由美子
-----------	------------

(2) 成年後見制度を支援します。

(3) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを地域包括支援センター及び市町村に通報します。

11. 苦情相談窓口

① 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

窓口設置場所	デイサービスセンターほのぼの園事務室
担当者	関谷 由美子
連絡先(電話番号)	025 - 597 - 2390

② 当事業所に対する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先(電話番号)
十日町市役所医療介護課介護保険係	025-757-3111
十日町西地域包括支援センター	025-597-3700
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

12. サービスの利用に当たっての留意事項

サービスの利用に当たってあなたに注意していただきたいことはつぎのとおりです。

- (1) あなたが、訪問介護員の交替を希望する場合は、できる限り対応するので、サービス提供責任者までご連絡ください。
- (2) 訪問介護員は次の業務はできないので、ご了解願います。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 年金などの金銭の取扱い
 - ③ 家族の方に対する食事の準備など
- (3) 訪問介護員に対し、贈り物、飲食物の提供はお断りします。
- (4) 入院などでサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当までご連絡ください。

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

事業者 所在地 新潟県十日町市松代 664 番地 4

事業者名 社会福祉法人 松代福祉会

代表者職・氏名 理事長 鈴木 裕之 印

説明者職・氏名 訪問介護係主任 関谷 由美子 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 ご住所 十日町市

お名前 印

代理人 ご住所

お名前 印

立会人 ご住所

お名前 印